

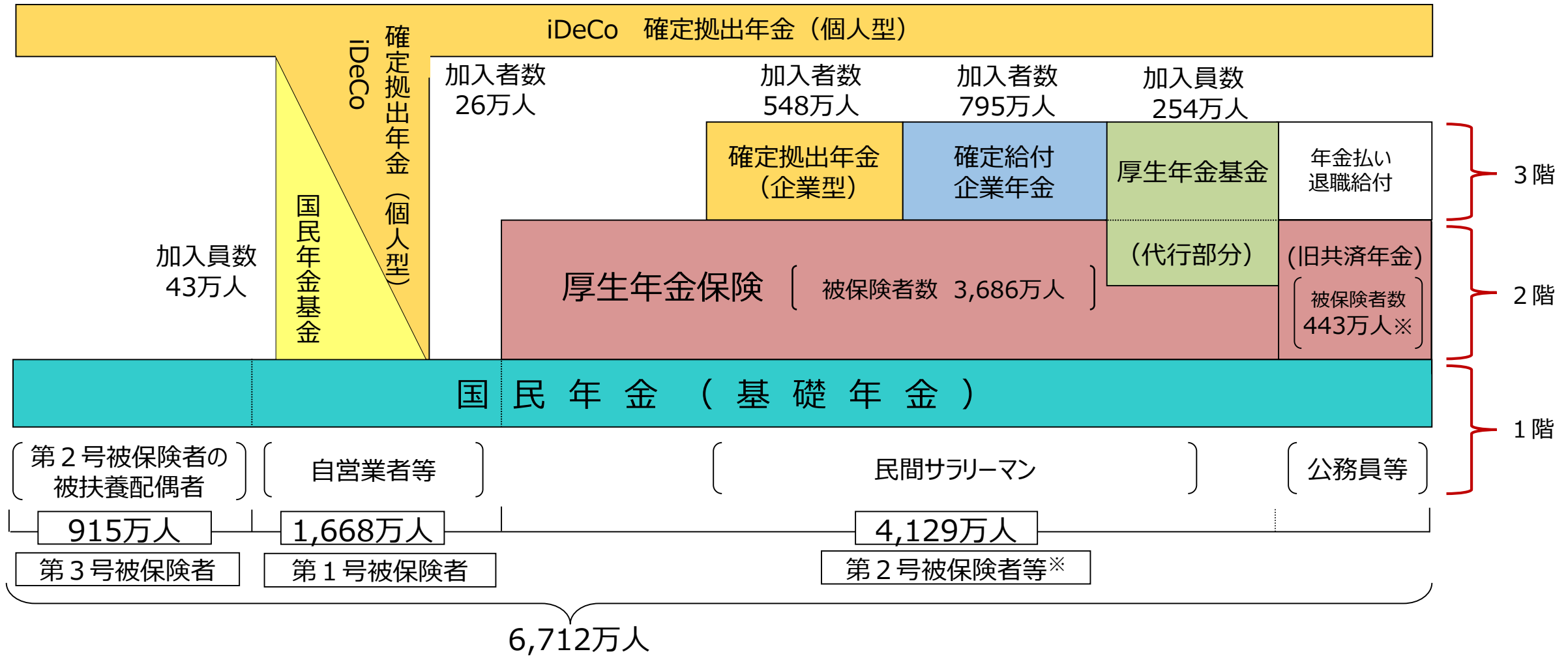
企業年金に関するトピックス等と 企業年金連合会の事業について

平成29年度企業年金連合会事業説明会
(企業年金通算センター事業等)

1. 企業年金の現状

(1) 日本の年金制度

加入者数等の数値は平成28（2016）年3月末現在

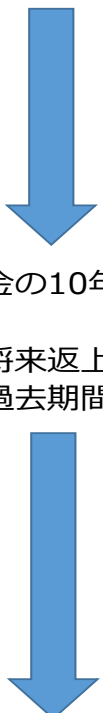


- 国民年金 (基礎年金) : 日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満のすべての人が対象となる公的年金制度。
- 厚生年金保険 : サラリーマンや公務員等を対象に、老齢基礎年金の上乗せとして報酬比例年金を支給する公的年金制度。
- 厚生年金基金 : 厚生年金の一部を国に代わって支給するとともに、企業の実情に合わせた上乗せ給付を行う企業年金制度。
- 確定給付企業年金 : 年金規約の規定に基づき、加入した期間や給与水準等に応じてあらかじめ給付額が定められている企業年金制度。
- 確定拠出年金 : 拠出した掛金額と加入者本人が運用指図した結果生じた運用収益との合計額を基に給付額が決定される企業年金制度。
- 国民年金基金 : 自営業者などの国民年金の第1号被保険者を対象に老齢基礎年金の上乗せ給付を行う公的な年金制度。

※第2号被保険者等には、国民年金第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢または退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者が含まれる。

1. 企業年金の現状

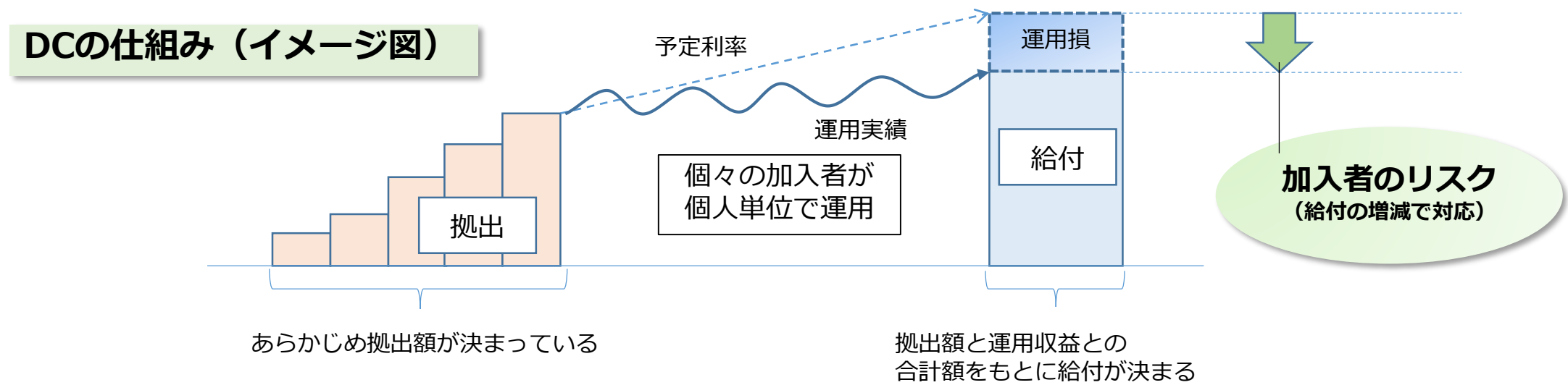
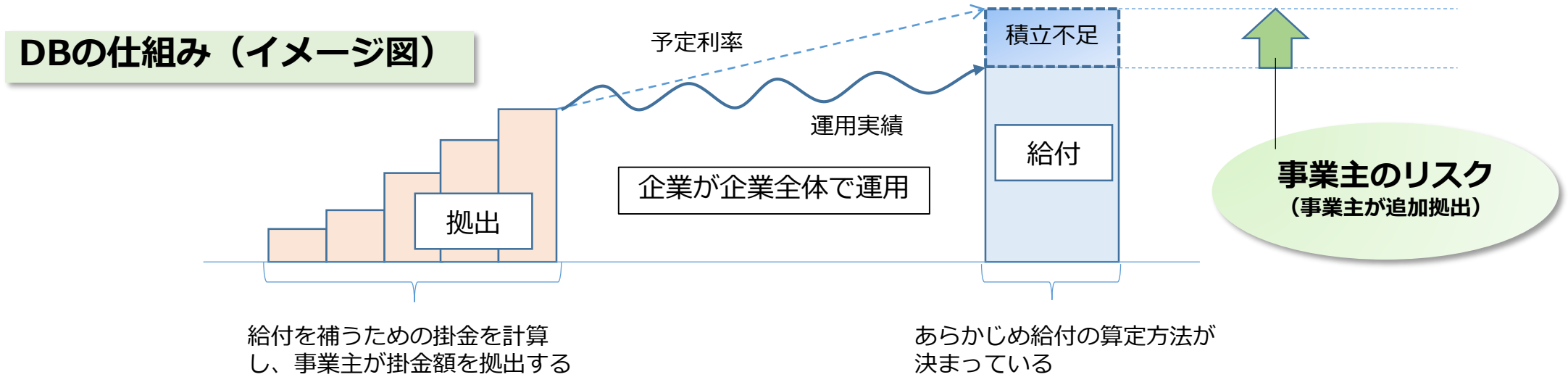
(2) 企業年金をめぐる変化

	適格退職年金・厚生年金基金	確定給付企業年金 (DB)	確定拠出年金 (DC)	社会経済・公的年金等の動き	
平成9	(昭和37年適格退職年金創設) (昭和41年厚生年金基金制度創設)			・バブル崩壊	
10				・規制緩和推進計画を閣議決定 (確定拠出年金の導入を検討)	
12				・金融ビッグバン	
13		・適格退職年金の10年後廃止決定	・確定給付企業年金法案提出 ・確定給付企業年金法成立 ・確定給付企業年金法施行	・確定拠出年金法案提出 (→臨時国会で再提出) ・確定拠出年金法成立 ・確定拠出年金法施行	・退職給付新会計基準導入
14		・代行返上 (将来返上分) 開始			
15		・代行返上 (過去期間分) 開始			
16				・拠出限度額引上げ ・中途脱退要件の緩和	・平成16年公的年金制度改正
17			・ポータビリティの拡充		
20					
22			・給付設計の弾力化		・リーマン・ショック
23				・拠出限度額引上げ ・年金確保支援法成立 -マッチング拠出導入 -中途脱退要件の緩和	
24	・ 適格退職年金の廃止				
26	・ 厚生年金保険法等改正法施行 -厚生年金基金の新設不可 -5年間の特例解散制度の創設 -上乗せ部分の他制度移換促進		・拠出限度額引上げ	・退職給付会計基準改正	
28	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>企業年金の潮流の変化</p> <p>長らく中核を担ってきた 適格退職年金の廃止や厚生 年金基金の見直し</p> </div>			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>企業の活動環境の変化</p> <p>リーマン・ショックを契機 とした世界金融危機の 発生、退職給付会計基準 の変化等</p> </div>	
29		・リスク対応掛金の導入 ・リスク分担型企業年金の導入	・改正確定拠出年金法成立 ・改正確定拠出年金法施行 -iDeCoの加入者範囲の拡大等		
30			-掛金の拠出単位の年単位化 -中小企業施策の充実 (簡易型DC、 小規模事業主掛金制度の導入等) -運用の改善 (指定運用方法、 運用商品提供数の上限の設定等)		

1. 企業年金の現状

(3) DB制度及びDC制度の基本的な仕組み①

- DB制度は、あらかじめ給付の算定方法が決まっている制度。積立不足が発生した場合には、事業主が追加で掛金を拠出することにより、不足額を埋め合わせる必要があります。
- DC制度は、あらかじめ定められた拠出額とその運用収益との合計額をもとに個人別に年金給付額が決定される仕組みです。運用が低調でも、事業主の追加拠出はありません。



1. 企業年金の現状

(3) DB制度及びDC制度の基本的な仕組み②

		確定給付企業年金 (DB)	確定拠出年金 (DC)
拠出時の仕組み		拠出限度額の制約なし	拠出限度額の制約あり
		積立不足時の拠出に制約あり	—
給付時の仕組み	支給開始年齢	規約で定める年齢到達時	60歳以上70歳以下の請求時 (加入期間が10年に満たない場合は年齢に制約あり)
	支給開始年齢到達前の中途引き出し	制限なし	原則不可
	加入可能年齢	70歳まで	60歳まで (企業型は65歳まで可)
	支給方法	年金か一時金か受給権者が選択	年金か一時金か受給権者が選択

1. 企業年金の現状

(4) 企業年金の実施状況

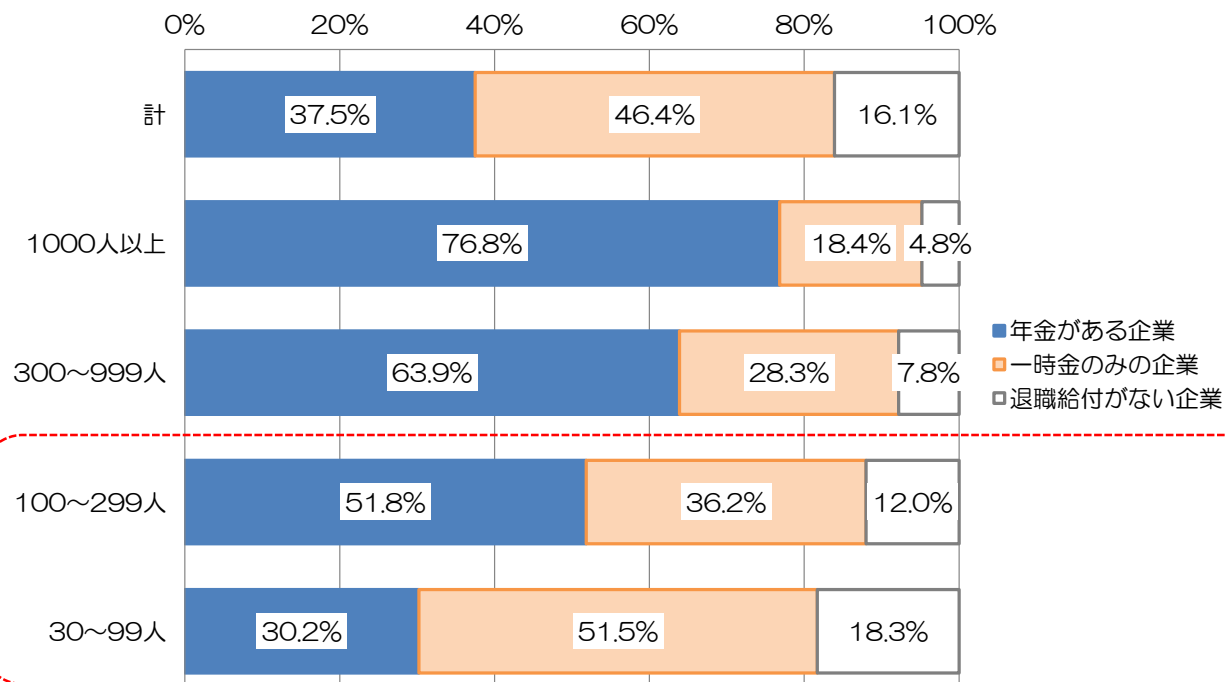
○近年、企業年金を実施する企業の割合は低下。

※年金がある企業 2008年(平成20年)→2013年(平成25年) : **37.5%→25.8%** (△**11.7%ポイント**)、
一時金だけの企業**46.4%→49.7%** (+**3.3%ポイント**)

○299人以下の中小企業においては10%ポイントを超える低下となっており、中小企業における減少が大きい。

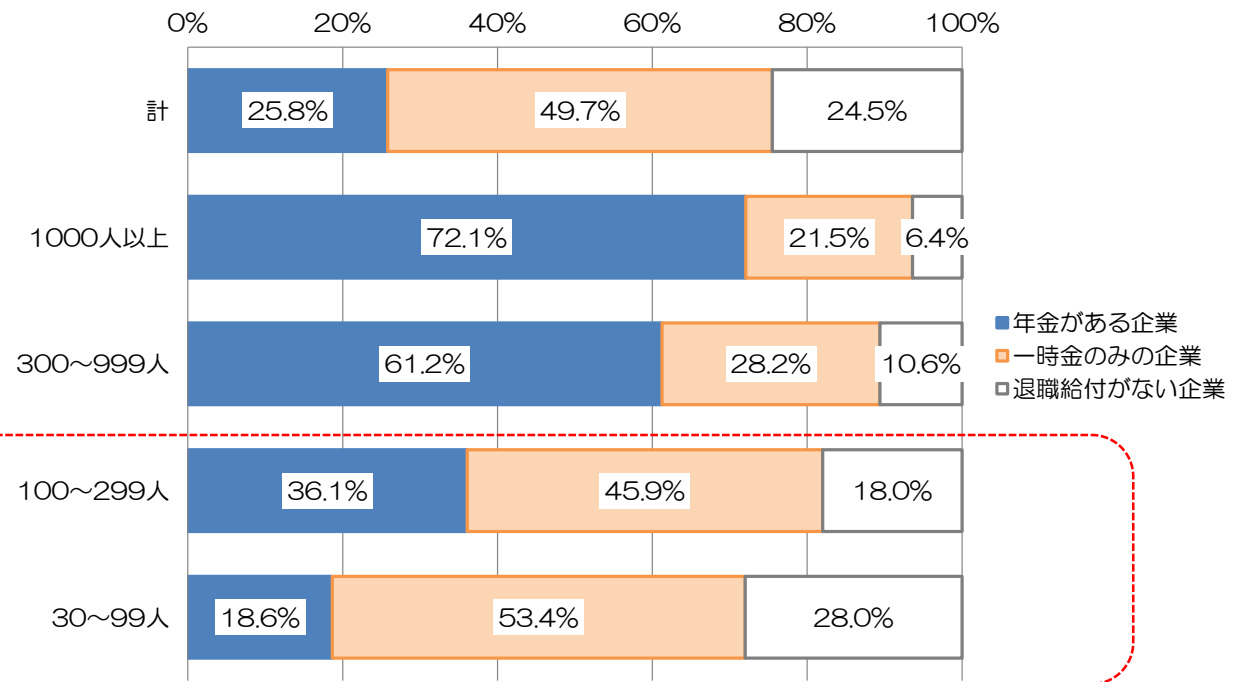
<退職給付の実施状況 (2008年 (左) 及び2013年 (右) の比較) >

退職給付の実施状況 (企業割合・規模別、2008年)



(出所) 厚生労働省「平成20年就労条件総合調査」

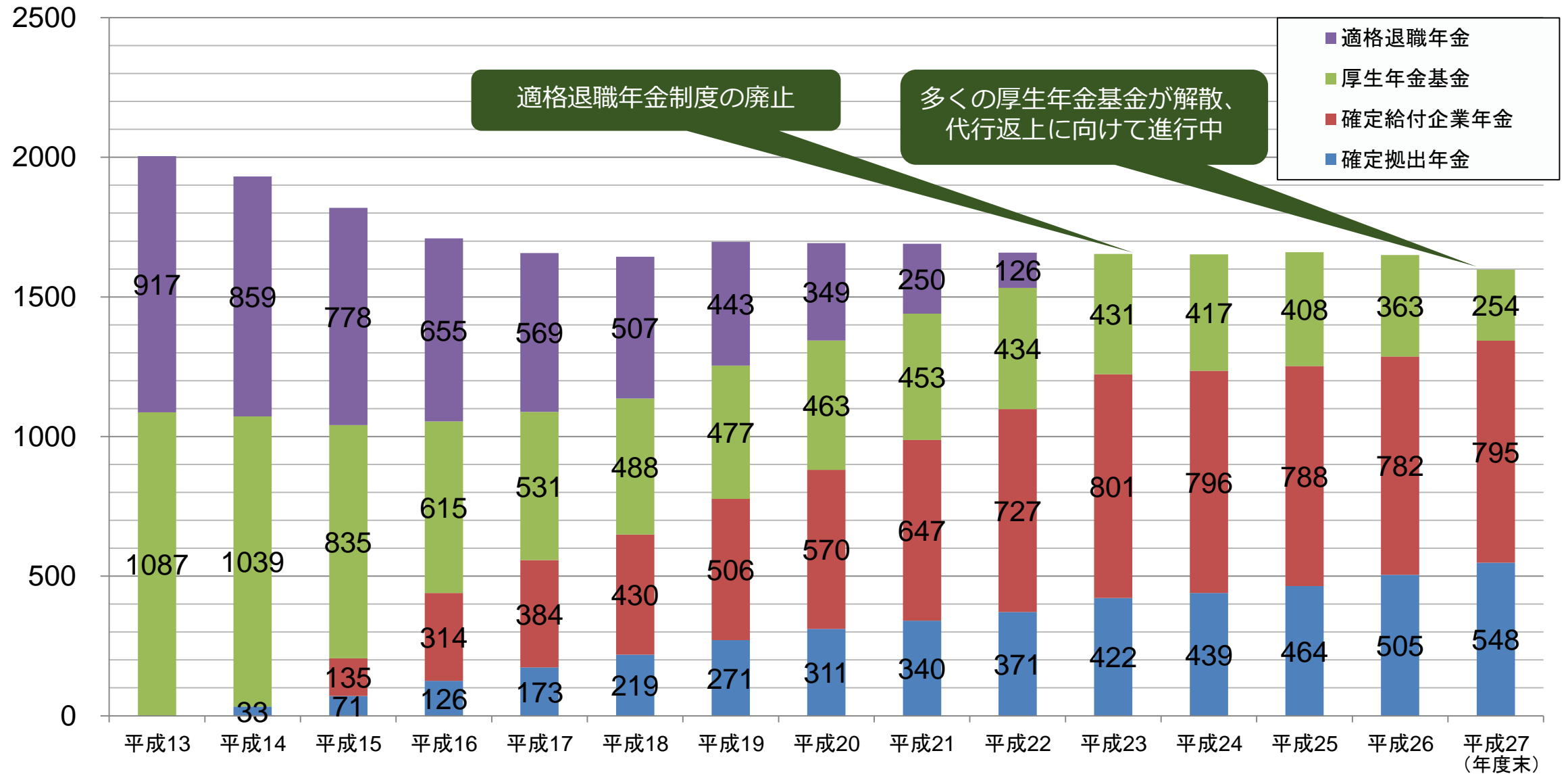
退職給付の実施状況 (企業割合・規模別、2013年)



(出所) 厚生労働省「平成25年就労条件総合調査」

1. 企業年金の現状

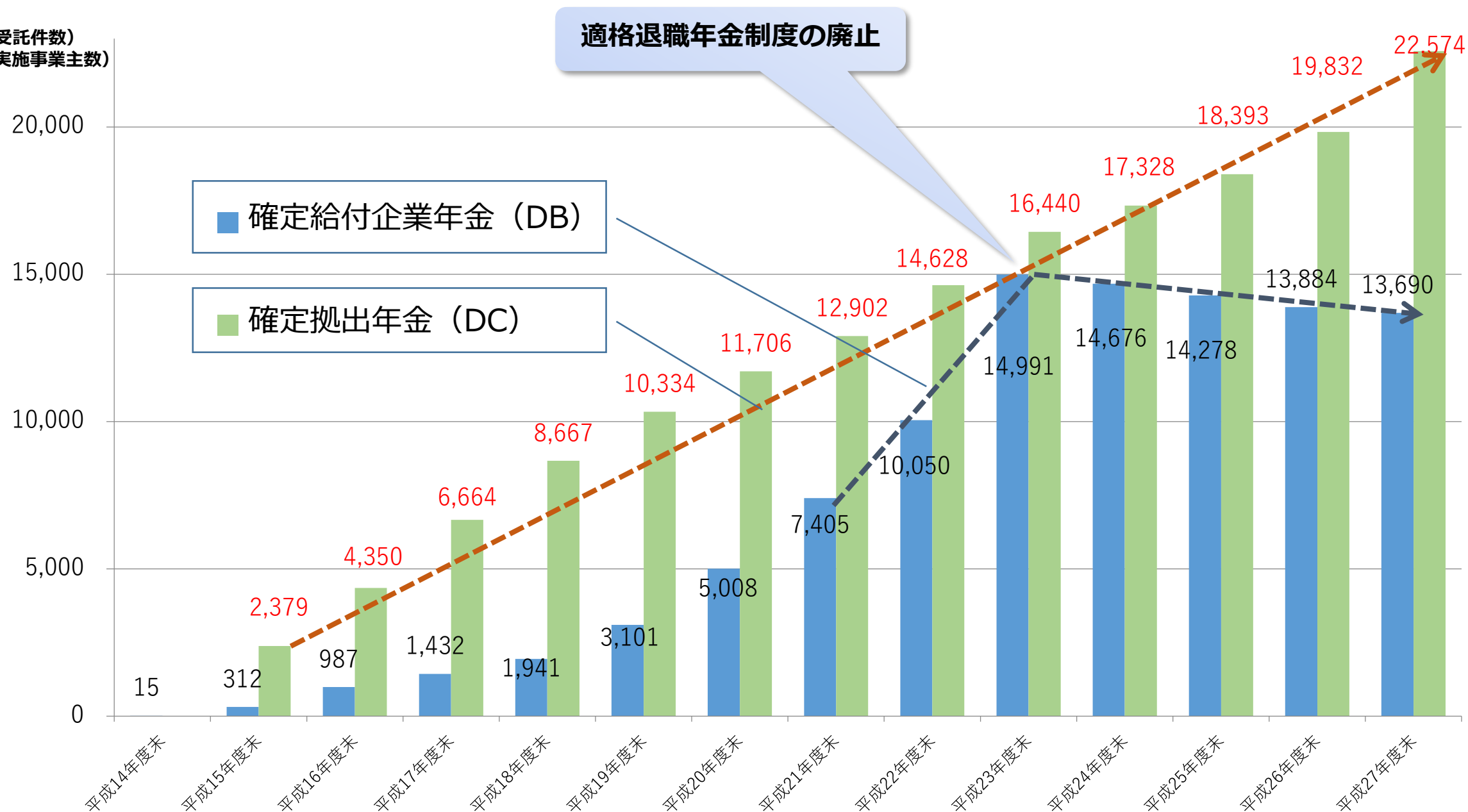
(5) 設立形態別加入者数の推移



1. 企業年金の現状

(6) 確定給付企業年金と確定拠出年金の実施数の推移

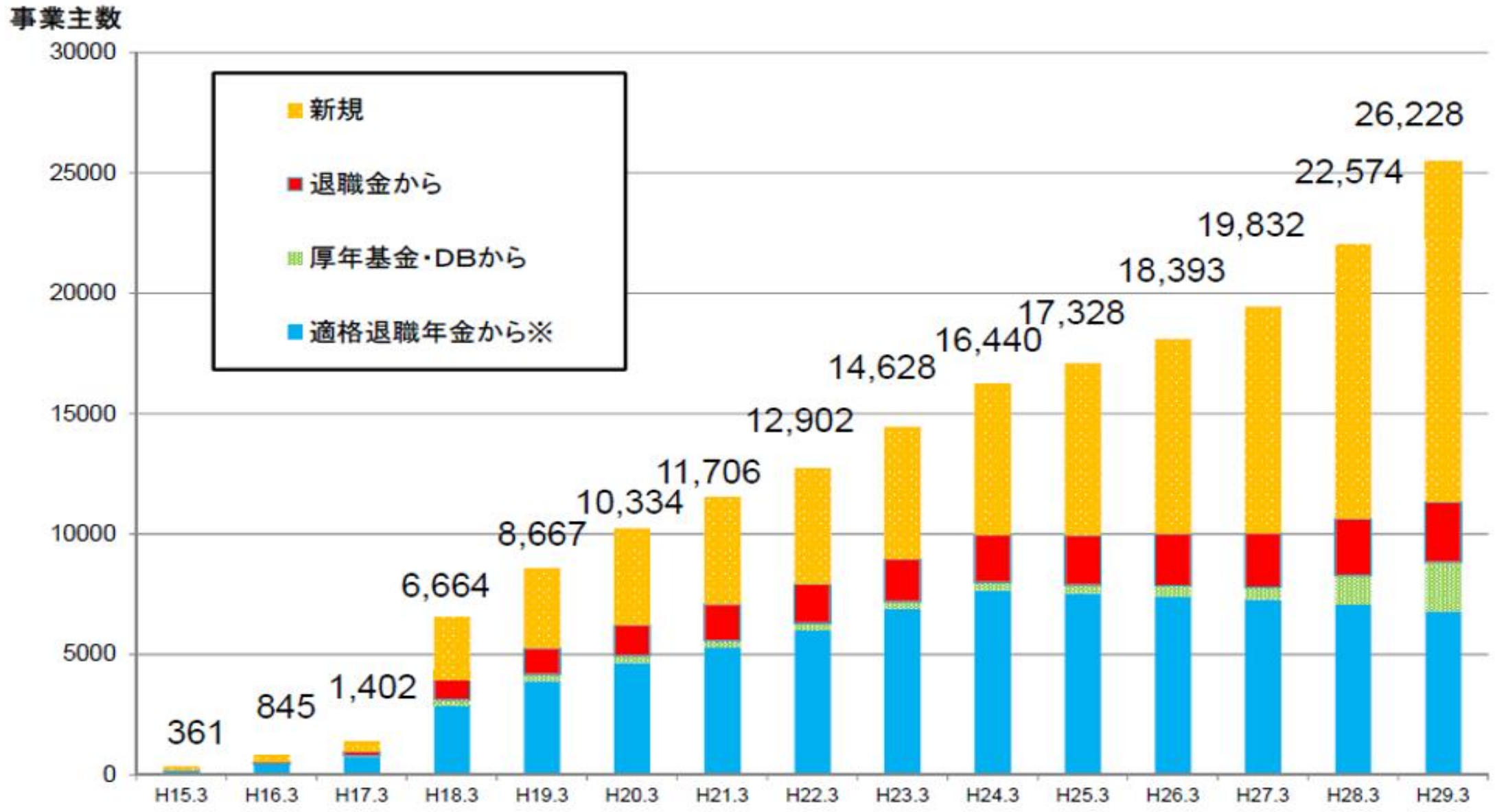
(DB=受託件数)
(DC=実施事業主数)



確定給付企業年金については、信託協会・生命保険協会・JA共済連作成「企業年金の受託概況」より、受託件数の推移について
 確定拠出年金については、厚生労働省HPにて公表されている実施事業主数について それぞれ記載

1. 企業年金の現状

(7) 確定拠出年金（企業型）の推移（設立時の移行元別・事業主数）



(※)退職金の内枠で適年を実施していた事業主を含む。

(出所)厚生労働省調べ

出典:平成29(2017)年6月30日第19回社会保障審議会企業年金部会参考資料

1. 企業年金の現状

(8) DB制度を取り巻く状況の変化

- DB制度では、制度の前提となった適格退職年金の廃止、厚生年金基金の見直しや、退職給付会計における債務認識の厳格化等の中で、更なるDBの普及・拡大のためには、持続可能な制度としてより幅広い企業の労使が導入しやすい制度としていくべきとの指摘があります。

<DB制度の前提の変化>

適格退職年金

平成23年度末で制度廃止

厚生年金基金

平成26年度から5年間の特例的な解散や他制度への移行の促進

<企業の経済活動環境の変化>

退職給付に係る
会計基準

平成25年度決算から債務認識が厳格化され、DBの年金債務が企業に与える影響が拡大

適年の完全廃止を踏まえ、より幅広い労使が導入しやすい仕組みとする必要

厚生年金基金の受け皿となるような安定的な制度とする必要

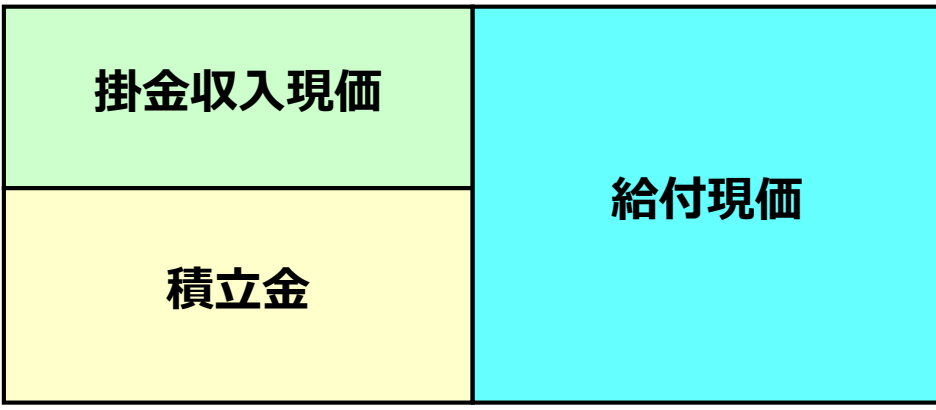
積立不足発生時の解消方法など、制度の持続可能性を高める必要

2. 企業年金のトピックス等

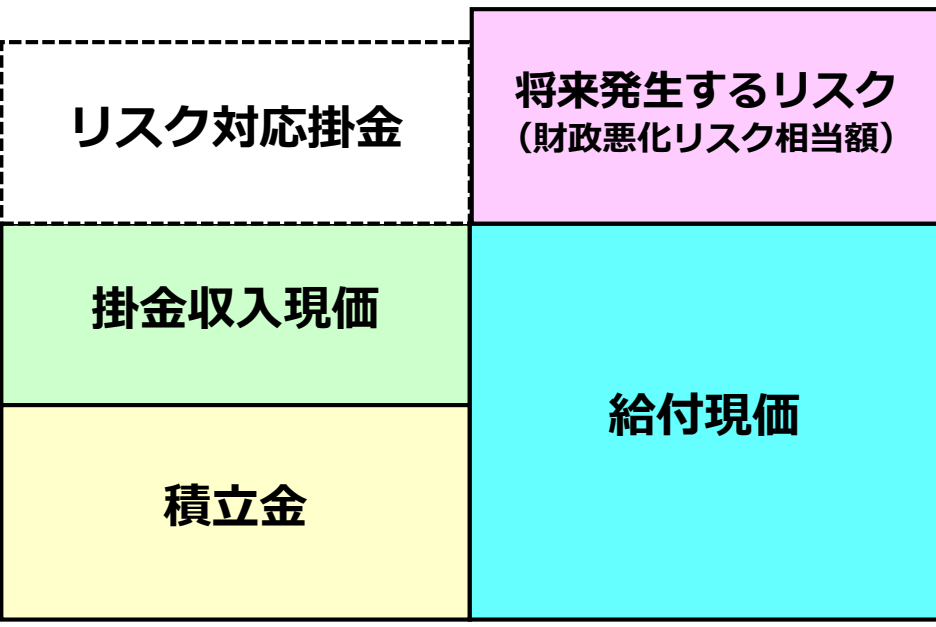
(1) リスク対応掛金について

不況期等の掛金増加につながらないように、あらかじめ財政悪化時に想定される積立不足を測定し、その水準を踏まえて掛金を拠出できる仕組みです。

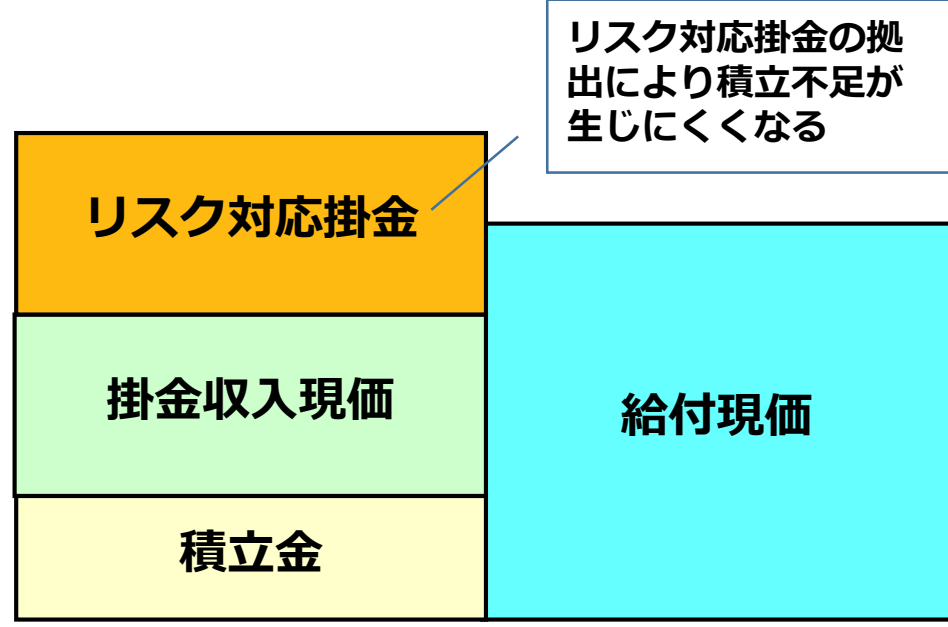
現時点



↓ 将来の財政悪化に備えた財政運営



→ リスクが現実になった場合



リスク対応掛金の拠出により積立不足が生じにくくなる

将来の財政悪化を想定して、予め追加的な掛金（リスク対応掛金）を拠出

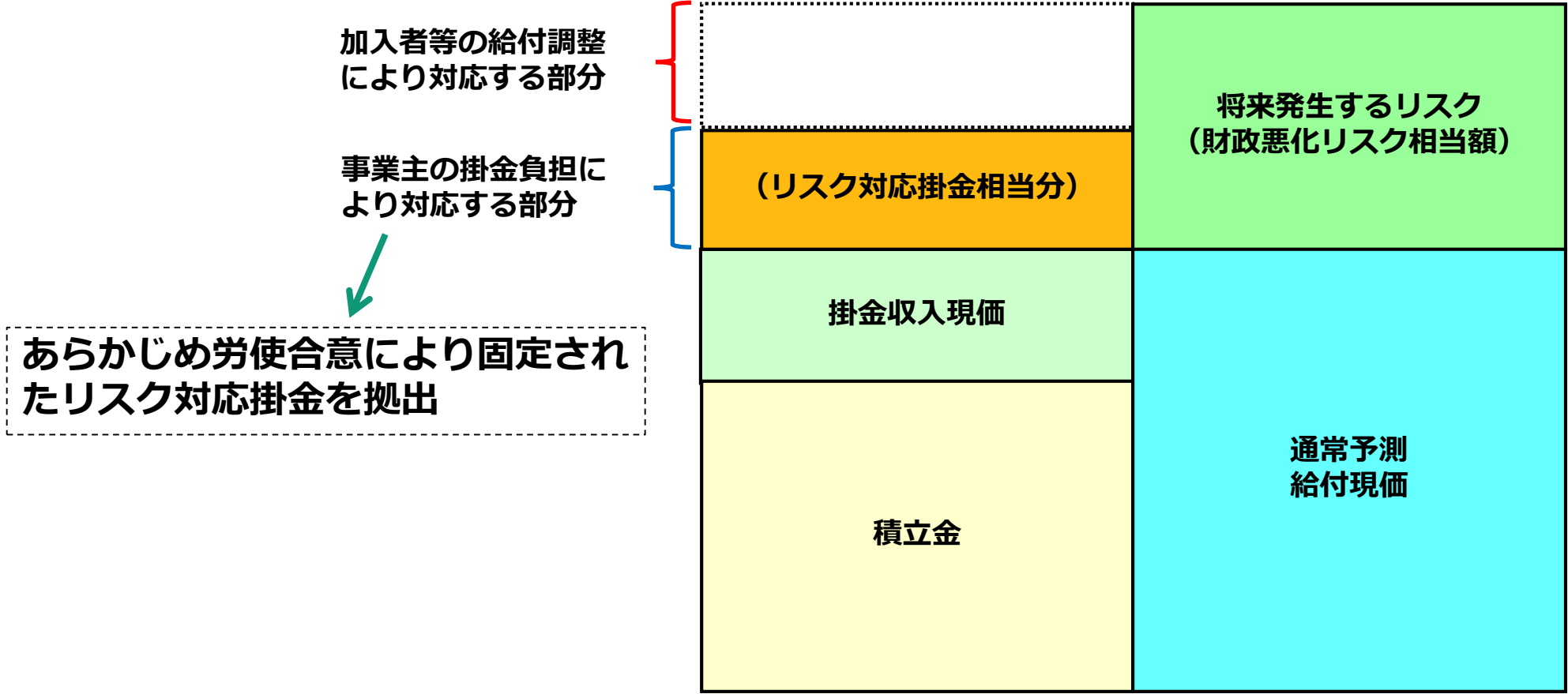
景気悪化により、積立金が減少しても企業の追加負担は抑制される

2. 企業年金のトピックス等

(2) リスク分担型企業年金について①

- ・ 事業主がリスク対応掛金の拠出を行う仕組みを活用し、これを事業主によるリスク負担部分と定めておく仕組み（リスク分担型企業年金）が考えられます。
- ・ これにより、将来発生するリスクを労使でどのように分担するかを、あらかじめ労使合意により定めておく仕組みも設計可能となります。

【リスク分担型企業年金の財政均衡】
- 制度開始時の姿 -



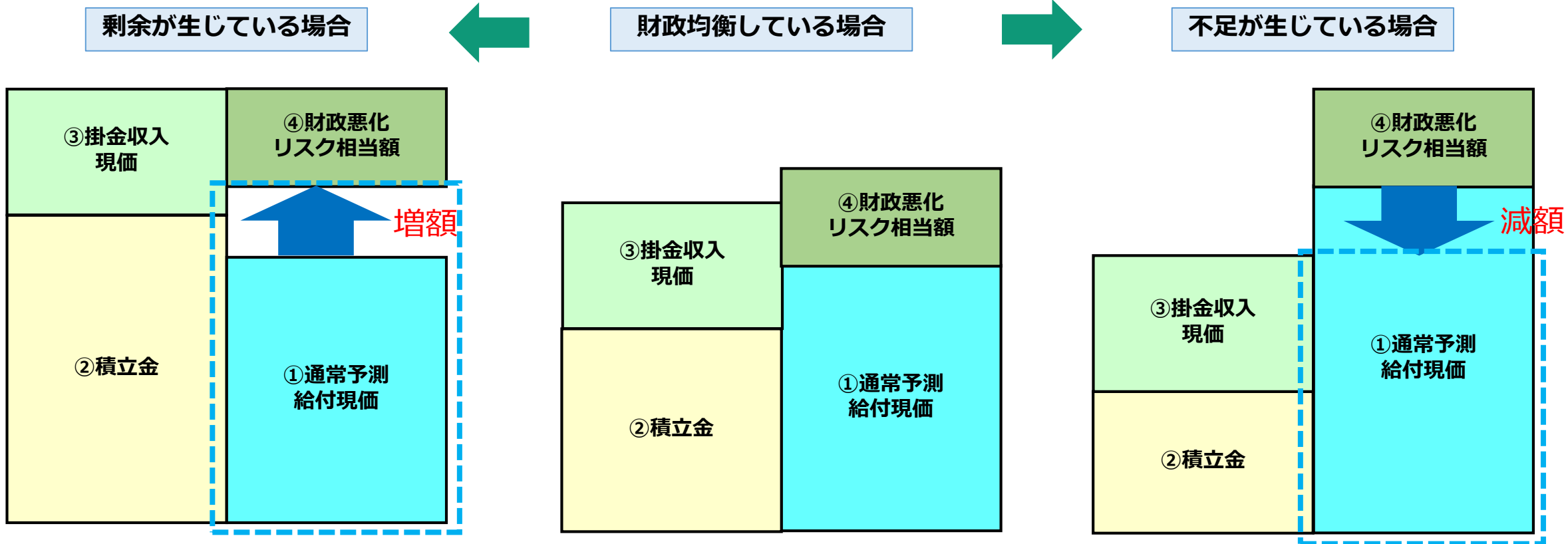
2. 企業年金のトピックス等

(2) リスク分担型企業年金について②

- ・リスク分担型企業年金では、給付に対する財源のバランスが毎年度変化するため、毎年度の決算において給付を増減することにより財政の均衡を図ります。
 ※単年度での給付の変動を抑制するため、複数年度で調整を平滑化することも可能です。

【イメージ図】

【リスク分担型企業年金の財政均衡】
－制度開始後の毎年度の決算時－

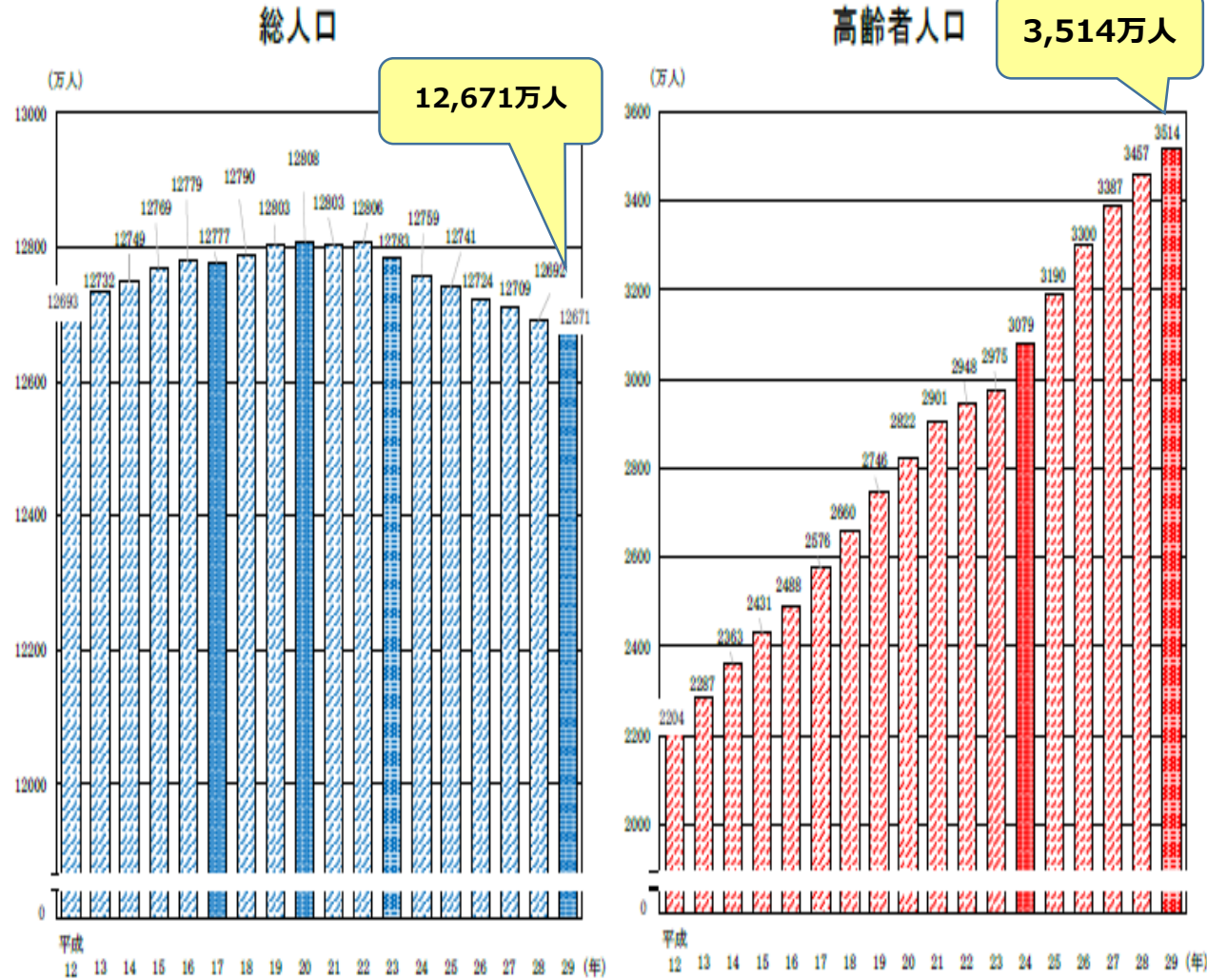


※少なくとも5年ごとに実施する財政再計算では、掛金（率）は従前のまま維持しつつ、最新の情勢を反映して将来推計を行い、「給付現価」、「掛金収入現価」、「将来発生するリスク」を計算する。なお、給付改善等の制度設計に関する新たな労使合意がない限り、掛金（率）の変更を行わない。

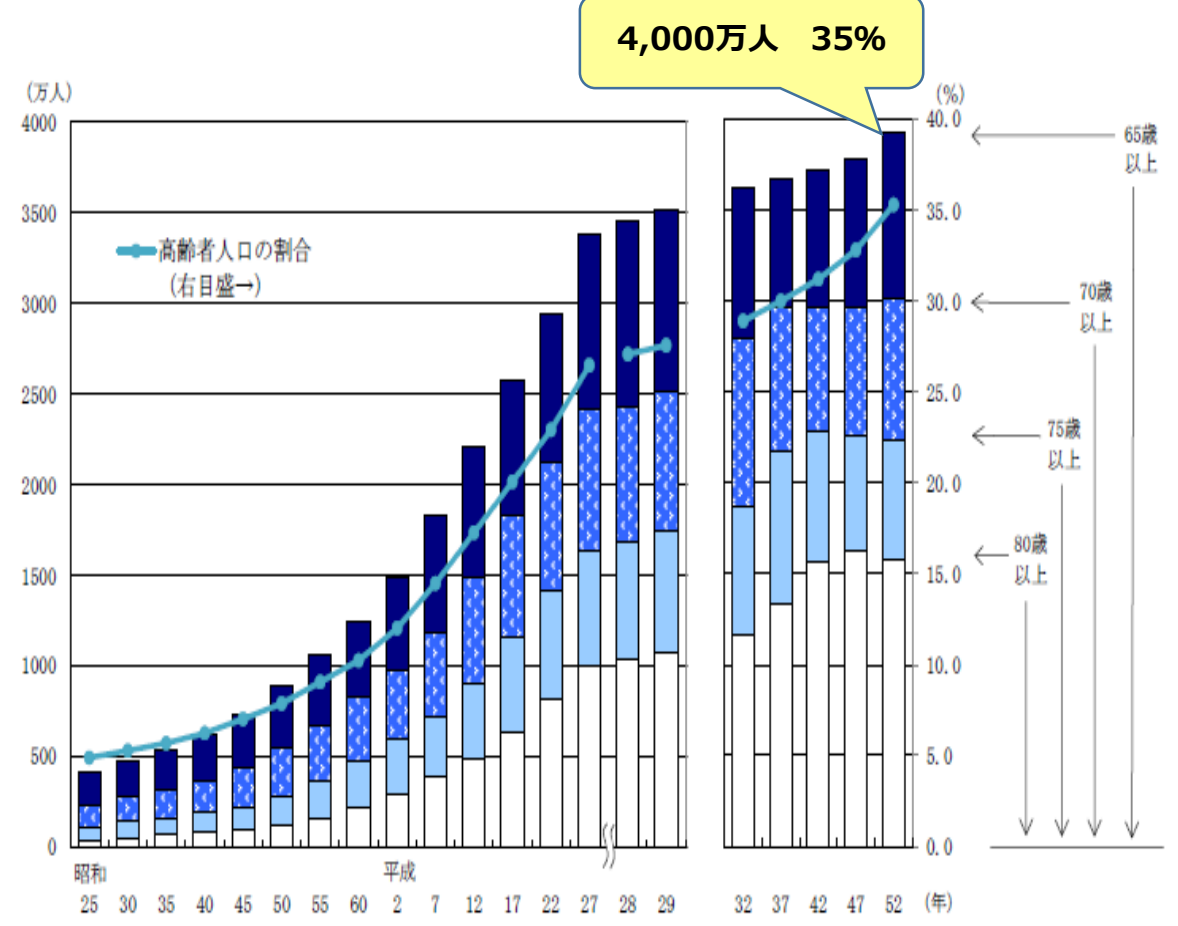
【参考】統計から見た我が国の高齢者（65歳以上）総務省より（平成29年9月）

(1) 総人口及び高齢者人口の推移（平成12年～29年）

(2) 高齢者人口及び割合の推移（昭和25年～平成52年）



資料：平成12年、17年、22年及び27年は「国勢調査」、その他の年は「人口推計」
 注) 平成28年及び29年は9月15日現在、その他の年は10月1日現在



資料：昭和25年～平成27年は「国勢調査」、平成28年及び29年は「人口推計」
 平成32年以降は「日本の将来推計人口（平成29年推計）」出生（中位）死亡（中位）推計
 （国立社会保障・人口問題研究所）から作成
 注1）平成28年及び29年は9月15日現在、その他の年は10月1日現在
 2）国勢調査による人口及び割合は、年齢不詳をあん分した結果
 3）昭和45年までは沖縄県を含まない。

(3) 高齢者の家計

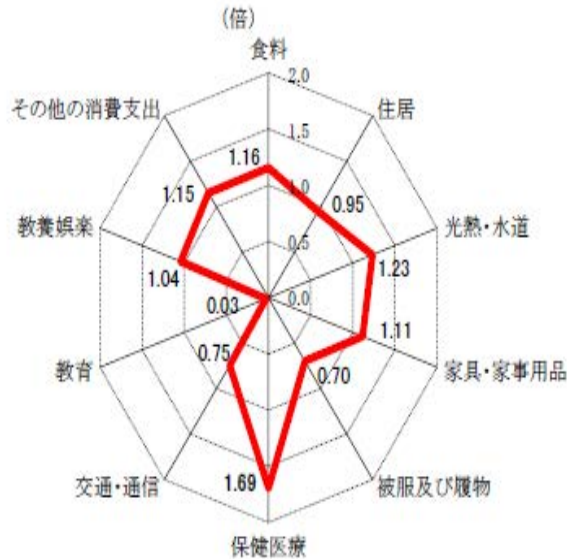
交際費、保健医療への支出割合が高い高齢者世帯

世帯主が65歳以上である二人以上の世帯（高齢者世帯）について、平成28年の消費支出の10大費目別構成比を世帯主が65歳未満の世帯と比較すると、「保健医療」が1.69倍と最も高くなっています。内訳をみると、「健康保持用摂取品」が2.67倍と高くなっており、健康の維持・増進のため保健医療に費やす支出割合が高いという特徴がうかがえます。次いで「光熱・水道」が1.23倍、「食料」が1.16倍などとなっています。

「その他の消費支出」の内訳をみると、「交際費[※]」が1.91倍と高くなっており、子や孫の世帯など世帯外への金品の贈与などが高くなっています。（図13、表4）

※）「家計調査」における交際費とは、世帯外の人への贈答品・祝い金などのほか、接待用支出や職場、地域などにおける諸会費及び負担費。なお、「世帯」とは、住居及び家計を共にしている人の集まりのこと。

図13 消費支出の構成比（世帯主が65歳未満の世帯に対する倍率）
（平成28年：二人以上の世帯）



資料：「家計調査」（家計収支編）

(4) 高齢者の暮らし

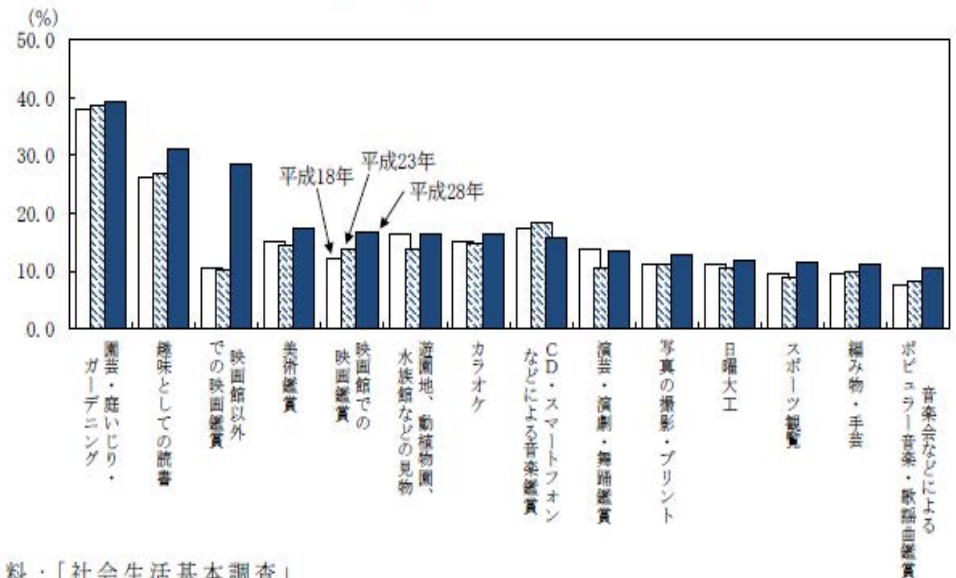
高齢者の趣味・娯楽は「園芸・庭いじり・ガーデニング」が最も多い

平成28年（平成27年10月20日～平成28年10月19日。以下同じ。）に何らかの「趣味・娯楽」を行った高齢者は2433万人で、高齢者人口に占める割合（以下「行動者率」といいます。）は76.1%となっています。これを平成23年と比べると4.0ポイント上昇しており、種類別では「園芸・庭いじり・ガーデニング」が最も高くなっています。（図17）

男女別にみると「写真の撮影・プリント」、「日曜大工」などは男性が高い一方、「園芸・庭いじり・ガーデニング」、「編み物・手芸」などは女性が高くなっています。（図18）

※）映画館以外での映画鑑賞は、平成23年は「DVD・ビデオなどによる映画鑑賞（テレビからの録画は除く）」として調査、平成28年は「映画館以外での映画鑑賞（テレビ・DVD・パソコンなど）」として調査しており、定義の変更があるため比較には注意を要します。

図17 「趣味・娯楽」の種類別行動者率（平成18年～28年）－65歳以上－



資料：「社会生活基本調査」

注）行動者率が10%以上の種類を表章

2. 企業年金のトピックス等

(1) DB関係の改正事項（パブリックコメント）について

- 9月15日に厚生労働省より意見募集されてきました。
 - 9月15日から10月15日までの意見募集でした。
- ① 「確定給付企業年金制度について」等の改正案に関する御意見募集について
 - ② 確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令案に関する御意見募集について

【主な内容】

- ・ 原則、全てのDBについて運用の基本方針の策定の義務化
- ・ 原則、全てのDBについて政策的資産構成割合の策定の義務化
- ・ 代議員の定数の新設（選定3人、互選3人、計6人以上）、総合型基金のみの規定も
- ・ 資産規模が100億円以上のDBの場合は、資産運用委員会を設置

2. 企業年金のトピックス等

(2) DC関係の改正事項（パブリックコメント）について

- 9月22日に厚生労働省より意見募集されています。
- 9月22日から10月21日までの意見募集になります。
- ①**確定拠出年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令案に関する御意見募集について**
- ②**確定拠出年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令案に関する御意見募集について**

【主な内容】

- ・ **中小事業主掛金納付制度の実施に関する規定**
- ・ **簡易企業年金の創設に伴う実施要件等の規定**
- ・ **指定運用方法に関する規定の整備**
- ・ **運用の方法の選定及び提示に関する基準等の見直し（上限を35本等）**
- ・ **ポータビリティの拡充に伴う所要の措置（DCから他制度、DCとDC間等）**

3. その他のトピックス等

■改正個人情報保護について

【主な改正内容】

<改正後>

○個人情報の定義（第2条①②）

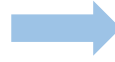


生存する個人に関する情報であって、次の事項に該当するもの

- ・ 氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別できるもの
- ・ 個人識別符号*が含まれるもの

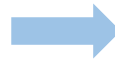
*生体認証データ（指紋データ、顔認識データ等）
マイナンバー、運転免許証番号、パスポート番号、基礎年金番号、健康保険証番号等

○要配慮個人情報（第2条③）



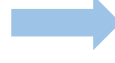
- ・ 人種、信条、社会的身分、病歴等のいわゆる機密情報
- ・ 一部の例外を除き、取得時に本人の事前同意が必要
- ・ オプトアウトによる第三者提供は禁止

○5,000人要件（第2条⑤）



- ・ 人数要件が撤廃

○匿名加工情報（第2条⑨）



次の事項を講じて特定の個人を識別することができないようにしたもの

- ・ 個人情報の一部を削除
- ・ 個人識別符号の全部を削除

匿名加工情報については、利用や第三者提供について緩和措置あり

○利用目的の変更（第15条）



- ・ 利用目的変更の制限が緩和

○個人データの消去（第19条）



- ・ 利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない

4. 企業年金連合会の事業

(1) 企業年金連合会について

① 企業年金連合会（以下「連合会」）は、

- ・ 確定給付企業年金（DB）、
- ・ 確定拠出年金（DC）、
- ・ 厚生年金基金を会員とする、

厚生労働大臣の認可を受けて設立された法人です。

② 連合会には主に2つの事業があります。

- ・ 企業年金の通算センター事業
- ・ 企業年金のナショナルセンター事業



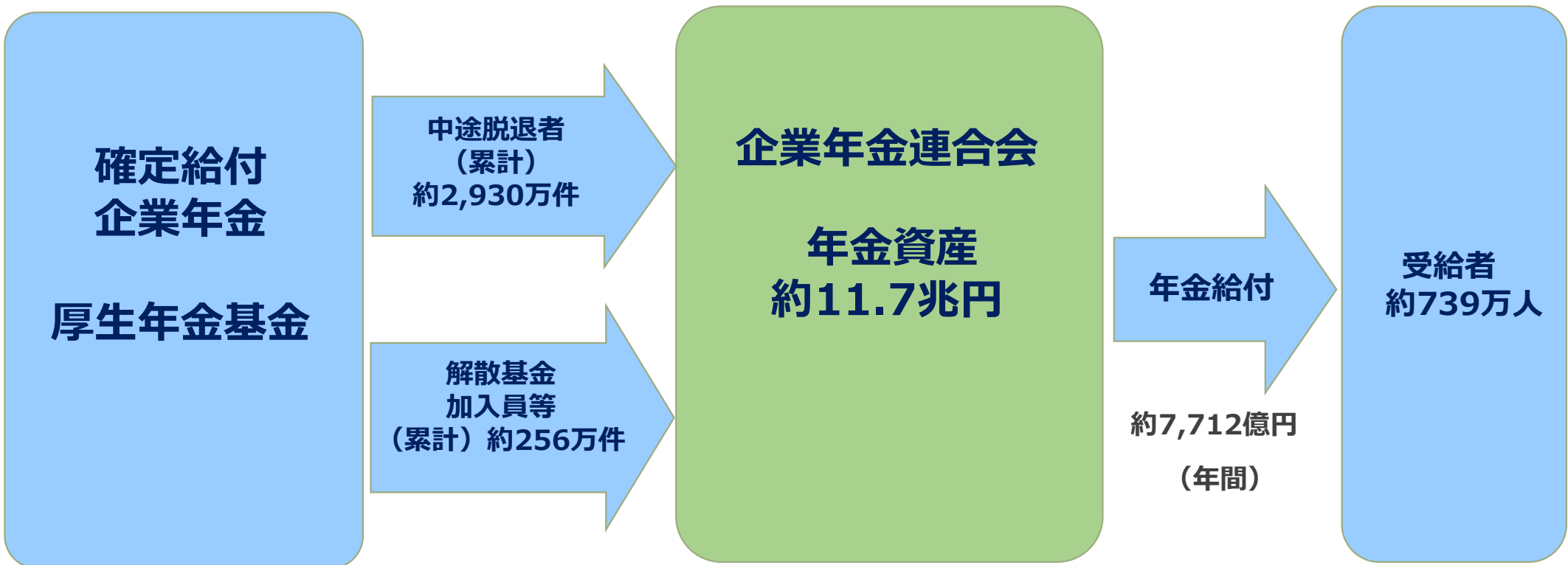
4. 企業年金連合会の事業

(2) 企業年金の通算センター事業

・ 企業年金間の年金通算事業の役割を担っています。

①退職などの理由による通算

②解散や制度終了による通算



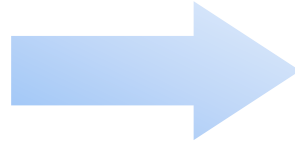
※各数値は平成28年度末時点。ただし、年金給付は平成28年度中の給付額。

4. 企業年金連合会の事業

(3) 企業年金のナショナルセンター事業

① 政策提言

- ・ 制度改善、
税制改正、
規制緩和等の要望実現に向け、
政府などに政策提言を行っています。



◎ 取り組んでいる政策課題の一例

- ・ 平成32年3月末まで課税停止とされている特別法人税の撤廃
- ・ DBの掛金拠出の弾力化
- ・ 企業型DCの拠出限度額の撤廃
- ・ マッチング拠出に関する規制撤廃

② 企業年金ご担当者向けの相談 (会員限定です)

- (ア) 企業年金に関する事業運営、適用、掛金、給付など
- (イ) 年金財政、資産運用などの専門的な相談
- (ウ) DCに関する相談全般 (継続投資教育等)



③ 研修の開催 (会員限定です)

- (ア) 基礎的な研修から専門的な研修まで
- (イ) 最新情報を取り込んだ内容



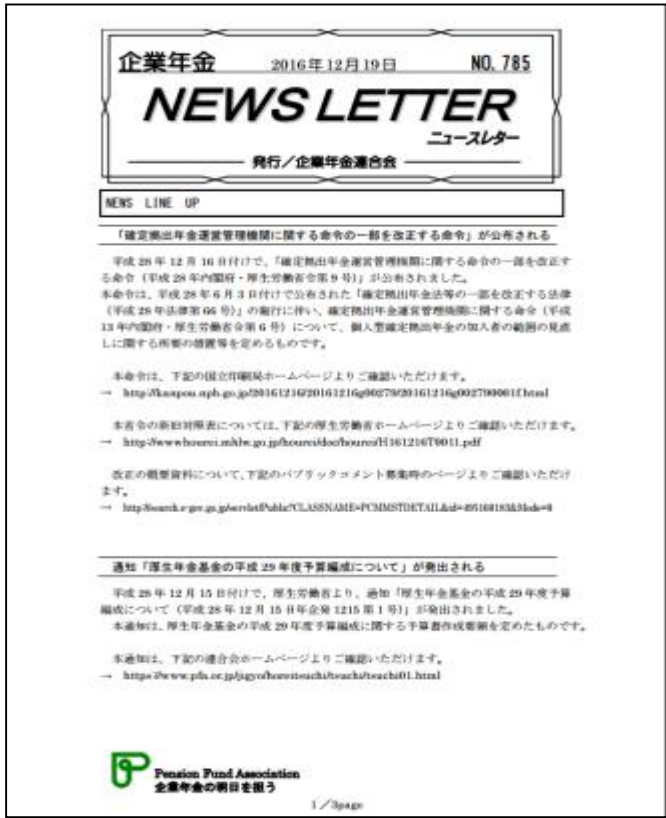
4. 企業年金連合会の事業

④ 企業年金に関する情報の発信

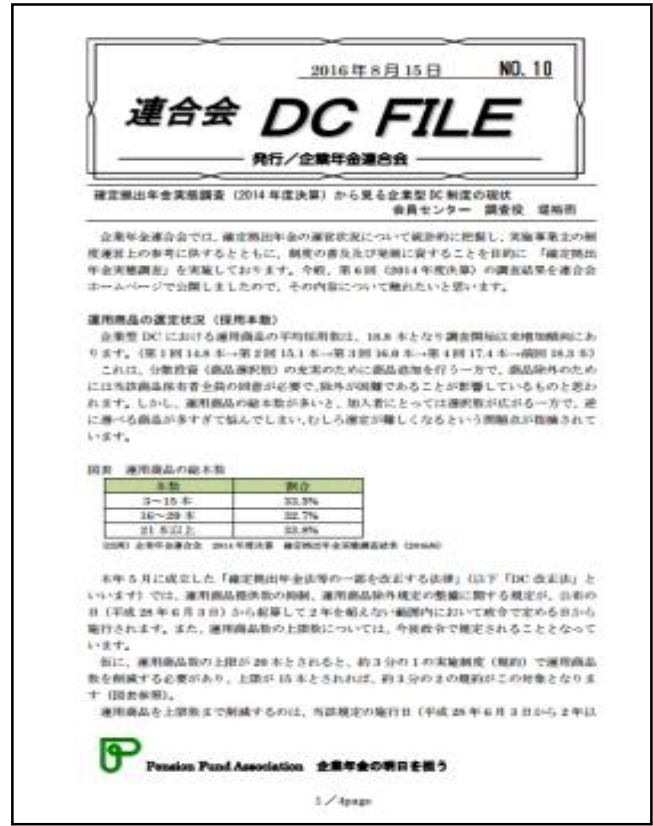
- (ア) 機関誌 月刊『企業年金』
- (イ) 企業年金に係る最新情報をメール配信 (会員限定です)
- (ウ) ホームページ (一部会員専用ページあり)



(ア) 機関誌 月刊『企業年金』



(イ) メルマガ『NEWS LETTER』 / 『DC FILE』



4. 企業年金連合会の事業

(4) 最近の取り組み

① 企業年金セミナーの開催

- ・ 企業年金に関する情報提供などを目的としたセミナーを開催

- 法律改正事項に関するセミナー
- 規約型DBを対象としたセミナー
- リスク対応掛金、リスク分担型企業年金の導入を支援するセミナー など

② 意見交換会の開催

- ・ 主に会員が参加し、会員と連合会、会員と会員間での意見交換会を開催

- 総合型企業年金を対象
- スチュワードシップ活動に関心がある など

③ 継続投資教育セミナーの実施

- ・ 企業型DCを実施する事業主から委託を受けて、連合会が継続投資教育を実施します。

- 継続投資教育の実施が困難な事業主等をメインとします。

なお、連合会会員のニーズには柔軟に対応します。

対面セミナーの他、e-ラーニングとのセットプランや訪問プランもあります。

4. 企業年金連合会の事業

連合会の会員になると…

- ・ **会員限定のサービスを利用できる**
(企業年金に関する相談、研修、情報発信など)
 - ・ **会員価格が適用される**
(マイナンバー等の情報提供、継続投資教育セミナーなど)
- **ご加入いただいた企業の皆様の声**
- ・ 受託機関等と違う中立的な団体であることに着目
 - ・ セカンドオピニオンが必要と感じたため
- **連合会会員についてのお問い合わせ先**

企業年金連合会 会員センター 会員課

担当 近藤 中川 原田

TEL 03 (5401) 8712

E-mail kaiin@pfa.or.jp

お問い合わせ

